

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）

についてのご意見募集

募集期間：令和6年12月24日～令和7年1月23日

ご意見募集について

平成29年の地方自治法改正（令和2年4月1日施行）により、市長等（市長や職員、行政委員等）の職務行為について、善意でかつ重大な過失がないときは、条例において、賠償の限度額を定め、市への損害賠償責任の一部を免責することができることとされました。

この度、浦添市では「市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）」の制定を検討しております。

つきましては、当該案について市民の皆さまのご意見をお聞かせください。

1 募集案件とその概要

市長等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を基準給与年額※1に次の表のそれぞれの区分の係数を乗じた金額とし、それを超える部分について免責とします。

区分	係数
市長	6
副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員	4
固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は上下水道事業管理者	2
上記以外の市の職員	1

賠償の限度額については、「政令で定める基準※2」を参酌して条例で定めるとされ、条例案では政令で定める基準と同額としています。

※1 基準給与年額 地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度内に支給される給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当を除く。）

※2 政令で定める基準 = 基準給与年額 × 区分に応じた係数

2 募集期間

令和6年12月24日（火）から令和7年1月23日（木） 午後5時15分まで

3 資料の閲覧

「市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）」の資料は以下の場所で閲覧できません。

- ①浦添市ホームページからダウンロード
- ②浦添市役所 8階 職員課
- ③浦添市役所 8階 市政情報センター

4 提出方法

「意見書」を以下のいずれかの方法でご提出ください。

- ①電子メール（提出先 syokuin@city.urasoe.lg.jp）
- ②浦添市役所8階職員課窓口へ提出
- ③郵送（送付先 〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1-1-1 浦添市役所職員課 人事係宛て）
- ④ファクシミリ（FAX番号 098-876-8585）

5 注意事項

- ①本意見聴取は、「浦添市市民意見提出制度実施要綱」に基づき実施します。
- ②「市民（対象者）」とは以下の者を指します。
 - （1）市内に住所を有する者
 - （2）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
 - （3）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - （4）市内に存する学校に在学する者
 - （5）そのほか実施機関が行う事務事業に利害を有する者
- ③電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。
- ④ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ⑤提出されたご意見は、条例制定の検討資料とさせていただきます。
- ⑥本意見聴取の内容については、提出者の住所、氏名などの個人情報を除き市ホームページで公表させていただきます。
- ⑦提出されたご意見については、本意見聴取の目的以外に使用いたしません。

6 提出先・問い合わせ

浦添市 総務部 職員課（担当：川上）
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
電話 098-876-1208
FAX 098-876-8585
メール syokuin@city.urasoe.lg.jp